

受理年月日	令和7年6月12日	所管委員会	総務財政委員会
番号	7年陳情第7号		
件名	集団ストーカー対策について		
陳情者	[REDACTED] [REDACTED]		
分割送付	なし		
要旨	<p>日本各地において組織的に横行される様々な嫌がらせ犯罪（集団ストーカー犯罪、テクノロジー犯罪）は横行し、たくさんの罪なき市民がターゲットとなり重大な人権無視、人権被害が社会問題となっている。</p> <p>集団ストーカーとは、一個人に対して不特定多数の集団が、事実と異なる悪評流布、尾行、付きまとい、盗聴、盗撮、監視行為、プライバシーの侵害、嫌がらせ、ガスライティング、職場や学校でのいじめも集団ストーカー犯罪が根深く関係しており、被害者を精神的に追い詰め自殺者まで出している陰湿な犯罪である。</p> <p>テクノロジー犯罪は、特定の人にしか分からぬ見えない媒体、電磁波、超音波を違法に悪用し、遠隔から攻撃する卑劣悪質犯罪である。一個人では証拠を取ることが難しく専門的な機関に御協力いただくことが必要不可欠である。</p> <p>欧米諸国では、テレビニュース、インターネットでも放送されており、逮捕者も大勢出ている犯罪であり、ハラスマント、ストーカー行為などの防止措置が強化されている。国内での集団ストーカー被害について巧妙に隠蔽されており、テレビやメディアにはほとんど取り上げられないのが実態である。</p> <p>なお、この犯罪は海外（米国、豪州、カナダ、フランスなど）ではメディアなどで報道されている。日本でも最近、少數ではあるがインターネットで取り上げてくださるインフルエンサーが出てきた。</p> <p>よって、一刻も早くこの重大な人権無視、人権侵害を行う組織的集団ストーカー犯罪を解決するために、以下の事項について陳情する。</p>		
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 多くの方に集団ストーカー犯罪を啓蒙するパンフレットやチラシ等を作成し、配布または回覧すること。（公共施設へのチラシボックス設置、学校、役場、自治体、町内会などへの印刷物の配布） 2. 集団ストーカー犯罪の電話対策室を設置すること。 		

陳情書

福岡市議会議長 打越基安様

集団ストーカー対策を求める陳情

陳情内容

日本各地において組織的に横行される様々な嫌がらせ犯罪（集団ストーカー犯罪、テクノロジー犯罪）は横行し、たくさんの罪なき市民がターゲットとなり重大な人権無視、人権被害が社会問題となっている。

集団ストーカーとは、一個人に対して不特定多數の集団が事実と異なる悪評流布、尾行、付きまとい、盗聴、盗撮、監視行為、アライバシーの侵害、嫌がらせ、ガスライティング、職場や学校でのいじめも集団ストーカー犯罪が根深く関係しており、被害者を精神的に追い詰め自殺者まで出している陰湿な犯罪である。

テクノロジー犯罪は特定の人にはしかつかない
見えない媒体、電磁波、超音波を違法に悪用し、
遠隔から攻撃する卑劣悪質犯罪である。個人では
証拠を取ることが難しく専門的な機関に御協力
いただくことが必要不可欠である。

欧米諸国では、テレビニュース、インターネットでも放送されて
おり逮捕者も大勢出ている犯罪であり、ハラスメント、
ストーカー行為などの防止措置が強化されている。

国内での「集団ストーカー」被害につきまして巧妙に隠蔽
されており、テレビやメディアにはほとんど取り上げられない
のが実態である。

(注)この犯罪は海外ではメディアなどで報道されて
いる。米国、豪州、カナダ、フランスなど。日本でも、最近、
少しずつはあるがインターネットでとり上げて下さる
インフルエンサーが出てきた。

一刻も早くこの重大な人権無視、人権侵害を行う組織的集団ストーカー犯罪を解決するために集団ストーカー対策をお願いし、下記の事項を陳情する。

記

1. 多くの方に集団ストーカー犯罪を啓もうするパンフレットやチラシ等を作成し、配布又は回覧すること。
(公共施設へのチラシボックス設置、学校、役場、自治体、町内会などへの印刷物の配布)
2. 集団ストーカー犯罪の電話対策室を設置すること。

令和7年 6月12日

